

## 飯田テニス協会 会計規程

### (目的)

第1条 この規程は、飯田テニス協会（以下「本会」という。）に係る会計の基準を定め、会計の適正かつ公正を期することにより、本会の事業を円滑に達成することを目的とする。

### (会計処理の基準)

第2条 本会の会計に関しては、飯田テニス協会規約（以下「規約」という。）に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (会計の区分)

第3条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分して処理する。

### (会計事務の範囲)

第4条 この規程において、会計事務は次の事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること。
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (4) 金銭の収支及び資金の調達に関すること。
- (5) 備品等の管理に関すること。

### (予算)

第5条 本会の予算は、一般会計及び特別会計ごとに編製する。

- 2 予算は、毎会計年度前に編製し、理事総会にて承認を得なければならない。
- 3 理事総会の承認が得られるまでの間、経常経費については暫定予算を編製することができる。

### (予算の補正)

第6条 予算の編製後に生じた事由により、既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編製しなければならない。

### (帳簿等)

第7条 会計ごとに次に掲げる会計帳簿等を備え、発生したすべての記帳事由を記載しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 備品管理等
- (4) その他必要帳簿類

(収入の方法)

第8条 金銭の収納については、次により取り扱う。

- (1) 金銭の収納に対しては、収入の証拠となる書類と照合した後に収納する。
- (2) 収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れなければならない。
- (3) やむを得ない事由により前各号の規定により難しい場合は、理事長の指示によるものとする。

(支出の方法)

第9条 金銭の支払については、次により取り扱う。

- (1) 金銭の支払に際しては、支出の証拠となる書類と照合した後に債権者に支払わなければならない。
- (2) 必要に応じ、資金前渡により支払を行うことができる。
- (3) 資金前渡により支払を行った者は、支払後速やかに精算をしなければならない。
- (4) やむを得ない事由により前各号の規定により難しい場合は、理事長の指示によるものとする。

(資金の借入等)

第10条 資金の借入及び返済については、次により取り扱う。

- (1) 本会の運営に必要な資金の借入及び返済は、すべて会長の指示のもとで行う。
- (2) 借入の限度額については、理事総会で承認された額の範囲内でなければならない。

(決算)

第11条 会計の決算については、次により取り扱う。

- (1) 会計は、毎会計年度末日において決算を調製し、収入及び支出の決算額を明らかにした決算書を作成しなければならない。
- (2) 会計は、決算書等を、監事の会計監査に付さなければならない。
- (3) 会計決算については、監事の意見を付した決算書を理事総会に提出し、承認を受けなければならない。

(備品等の管理)

第12条 会計は、備品等の管理を適正に行うため、備品管理簿を備え、管理しなければならない。

2 損傷、その他の理由により不要となった備品等は、不要の決定をした後、廃棄処分するものとする。

(受贈)

第13条 本会に対する金品の受贈に関しては、事前に会長の承認を受けるものとする。

(会計事務の引き継ぎ)

第14条 会計担当者に異動の生じたときは、前任者は速やかに会計等に関する一切の書類

を添えて、後任者に引き継がなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 会計に係る諸帳簿及び証拠書類は、会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(会費等)

第16条 規約第24条に定める会費等は、次のとおりとする。

(1) 一般社会人

- ① 入会金 1名 2,000円
- ② 年会費 1名 2,500円 ただし1月～3月の間に入会した者は1,000円とする

(2) 大学生(短期大学生を含む)

- ① 入会金 なし
- ② 年会費 1名 1,000円

(3) 小学生・中学生・高校生

- ① 入会金 なし
- ② 年会費 1名 500円

(4) 団体

- ① 入会金 なし
- ② 年会費 1団体 10,000円 ただし、2号及び3号で構成する団体については、その納入を要しない。

2 入会金を納入したことのある者が脱会後、再度加入する場合であってもその納入を要しない。

3 入会金を納入したことのない者が1項1号の会員登録を行う場合は、入会金を納入しなければならない。

4 会費等は団体ごと4月末日までに一括して納入するものとする。

(旅費等)

第17条 本会の用務により出張する場合は、次のとおり旅費等を支給する。ただし、他の団体等から支給のある場合は、その額を減額する。

- (1) 交通費 鉄道賃又は自動車の燃料及び有料道路代
- (2) 日当 ①1日につき2,000円  
②テニス教室及び強化練習の指導は、1日につき2,000円以内
- (3) 宿泊料 1泊につき10,000円(県内、県外とも)

(エントリー料等補助)

第18条 本会会員が、予選等を経て次の大会に選手として出場した場合は、エントリー料相当額を補助するものとする。また、全国大会については交通費についても10,000円を上限に補助するものとする。この場合の交通費は17条(1)の例による。

(1) 国民体育大会長野県大会

(2) 北信越大会

(3) 全国大会

(慶弔費)

第 19 条 本会の役員並びに会員の結婚または死去に際しては、電報等にて祝意・弔意等を示す。その他の対応については、役員協議による。

平成 30 年 3 月 18 日 改正